

December 2008  
©Kyoto City

「離婚と年金分割」



30.5

京都市男女共同参画センター  
ウイングス京都からのお知らせ

図書情報室のご案内

ウイングス京都図書情報室は、男女共同参画社会の実現を応援する図書室で、どなたでも気軽に御利用いただけます。

図書、雑誌、ビデオ、DVD、コミック、行政資料、ミニコミなどの資料の閲覧、貸出、リファレンスサービスなど、あなたの情報力をサポートします。絵本、児童書コーナーもあります。

\*本を借りるには、住所・氏名を確認できるもの（運転免許証・健康保険証など）をカウンターにお持ちください。利用者カードを発行します。（京都市内に在住、在勤、在学の方）

- 利用時間 平日 10:30～20:30 日・祝日 10:30～17:00  
(水曜日、年末年始、特別整理期間は休室)
- お問い合わせ 図書情報室 075-212-0606

相談室のご案内

- 開室時間 平日:11:00～18:30 火曜日:11:00～20:00 \*受付は閉室の30分前まで
- 休室日 水曜日・日曜日・祝日・年末年始
- ◆ 女性のさまざまな悩みに関する電話相談・面接相談（面接相談は予約制）
- ◆ 女性への暴力相談（予約制）
- ◆ 法律相談 第1・第3 金曜日 13:30～16:00（予約制）（祝日の場合 第2・第4金曜日）
- ◆ 働く女性のこころの健康相談 第2・第4 火曜日 17:30～20:30（予約制）
- ◆ 男性のための相談 第1・第4火曜日 17:30～20:30（予約制）
- 相談・予約専用電話 075-212-7830

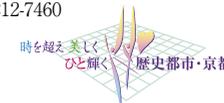
男女共同参画に関する苦情等処理制度

「性別による人権侵害」「男女共同参画の推進に関する京都市の施策」についての苦情・相談を受け付けています。

- 専用電話 075-222-8124

京都市文化市民局  
共同参画社会推進部男女共同参画推進課  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488  
Tel.075-222-3091 Fax.075-222-3223  
[http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-1-2-0-0\\_1.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-1-2-0-0_1.html)

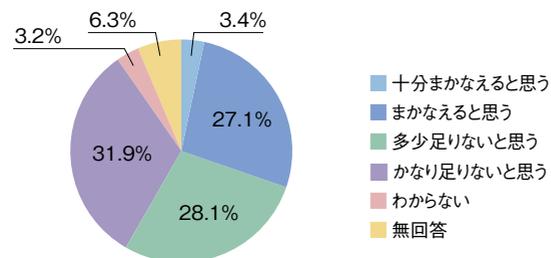
財団法人京都市女性協会 —— 企画・編集  
〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262  
Tel.075-212-7490 Fax.075-212-7460  
<http://wings-kyoto.jp>



# Pension



## 就業による収入が得られなくなった場合の年金による生活費



内閣府:高齢者の経済生活に関する意識調査(平成19年1月)  
[http://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h18\\_sougou/index.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h18_sougou/index.html)

## 「離婚と年金分割」

平成19年4月から、離婚時の年金分割制度が始まりました。この制度によって、専業主婦として家庭を支えていた女性が離婚した場合、離婚した夫の厚生年金を最大で1/2分割して受給できるようになりました。これは、年金受給額の差により、離婚後の女性が経済的に不利であるという社会問題の解決を目的としたもので、専業主婦を扶養している会社員などの夫が払った保険料のうち半分は妻が負担したという考え方に基づいており、家事労働に対して、一定の評価がなされたいと言えます。

ただし、この際に分割される対象となる

のは、婚姻期間中の厚生年金の標準報酬分のみで、さらに、当事者の合意もしくは裁判手続きにより定められた割合が分割されることとなり、必ず相手の年金額の1/2がもらえるわけではありません。

平成19年に内閣府が行った「高齢者の経済生活に関する意識調査」によると、年金だけで生活費がまかなえないと考えている人は、30・5%に過ぎず、半数以上の人が「足りない」と感じています。

離婚後単身で生活するための費用は、婚姻時の1/2というわけにはいきません。住居費や光熱費等、基本的な費用は双方に必要な可能性が高く、分割

した年金で生活するのは経済的に難しいでしょう。

年金分割制度が始まって1年以上たちますが、これにより著しく離婚件数が増加した、とまではなっていないようです。「離婚」は一つの選択肢ではありますが、そこに至るには様々な理由があります。制度ができたからといって安易に結論を出すよりも、むしろ、夫と妻が、これまでしっかり向き合ってきたか、お互いを認め合ってきたか、今一度振り返って考えてみるきっかけとしてとらえてはどうでしょうか。

